

このことについて、ことしは予算が通過しましたけれども、これから先、長官として一体どういうようなことをお考えになっておられるのか、わかつておればひとつ具体的にお話を願いたいと思ふんです。

○政府委員(乙竹慶三君) 先生御指摘のように中小企業予算の国家一般予算中に占めます比率は一部にも足りません。したがって、この予算の額が、もし、日本の中小企業の国民経済上に占めます重要性と、またその重要性を認識した国の態度を象徴するものであるとすれば、まことにこれは不十分きわまりないわけでございます。しかし、私たちが考えますのは、中小企業に対しては政府の支援措置は、一般予算よりもむしろこれは中小と言いましても企業でございまして、金融ベースを重点に置いて考えていってしかるべきではなからうかという事で、いままでも、財政投融資の中に占めます比率は一五%にものぼっておるわけでございますが、それはともかくいたしまして、第一の御質問に対してお答えしましたとおり、いまの中小企業は、たいへんな時期にきております。また日本の経済の成長性というのか、これを今後確保できるか否かは、中小企業の体質改善がうまくできるかにかかっております。私たちがいたしましては、中小企業の財政投融資面の政府の支援措置のみならず、一般予算につきましても全力をあげましてこれの充実をはかってまいりたいと思つております。ただ、それにつきましても予算を充実にいたしますためには、どういふふうな効率的な予算項目を見出し、裏を引っくり返しますと、それを受けて立つ中小企業が、その予算助成によりまして、どういふふうな国民経済に対して効率的な貢献をするかという知恵を出し、そこに重点的に予算をふくらましていかなければいけない。それで本年、予算におきましても、中小企業振興事業団の予算は、事業規模におきまして一般項目すなわち団地等につきましては、これは二倍近い伸びを示したわけでございますが、このように重点項目を

精選いたしましたして、来年度予算を編成してまいりたいというふうに考えます。

○瓜生清君 次の質問に移りますが、近況法に關連して伺いたいと思ふのですが、今回のいわゆる中小企業近代化促進法改正の提案理由として、近況法の「指定業種のうちから、その構造改善をはかることが国際競争力を強化するため緊急に必要である」と認められるものを、特定業種として指定する。こういふふうな書きであるんですが、もう少し具体的に特定業種を指示する際の基準のようなものがあるのかどうか、あるいはその前提になる考え方等について伺いたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) 今回の改正によりまして特定業種制度をつくりたいと思つておるわけでございますが、近代化促進法は基本計画を業種別につくりまして、その基本計画を達成するための、従来の方式というか、一般方式では毎年実施計画を政府が一方的につくる、こういう方式をとつておたわけでありましたけれども、五百余あるといわれますこの業種の中で、国内の事情また海外の事情、これの非常に大きな世の移りかわりの緊迫を強く受けておる業種が出てきておるわけでありまして、国内の事情は申すまでもなく、第一は労働力でございますし、第二は市場でございます。第三は技術の変化であると思ひますし、海外におきましては発展途上国の追い上げ、先進国の自由化、こういうふうなインパクトを特に強く受けておる業種につきまして、従来の方式ではまあ手ぬるいと思ひます。こういふふうな業界が思われる、その業界が思われるものにつかまして、この特定業種制度というものを適用いたしたいというふうな考えです。

○瓜生清君 これは中小企業の場合どの業種でも言えることですけれども、どういふことか、業界のまとまりが非常に悪い。そういうことについて、何といひますか、そういうまとまりがところどころに對しては援助すると、こういう考え方が前提にあるわけですが、そうでない業界というものは、どうも近代化促進法のワケからはずされる

という結果が必然的に出てくるんじゃないかという感じがするんです。そういうものに対して、何といひますか、業界とか産地とか、そういう受け入れ体制の欠けているものに対して、中小企業庁としてどういふような指導をされていくのか、その点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) 構造改善の実効をあげますためには、政府が一方的にガイドポストをつくるというだけでは不十分でありまして、どうしてその業界がまとまって連帯意識を燃やして、危機感を燃やして、しかも御自分で知恵を出して構造改善事業に乗り出すということにならなければ実効もあがりませんし、政府の支援措置も効果が出ないと思ひますが、先生御指摘のように、中小企業業界はなかなかまとまりが悪い、まとまりが悪いのみならず、いま御自分たちの置かれておる地位といひますか、状態の認識についてすら欠けておる業界が多いと思ひわけでありまして、したがって、私たちがいたしましては、事業努力を基本といたしますものの、中小企業政策の非常に大事なポイント、事業努力を引き出すということであると思ひます。したがって、必要なる情報を提供することが第一、第二には業界のまとまりを、あつせんといひますか、御援助することが第二である。第三は計画をつくられることについて御援助を申し上げるのが第三というふうには考えるわけでありまして、具体的な手段方法といたしましては、産地ぐるみないしは業種ぐるみで業界の盛り上がり期待できますので、産地の組合ないしは業種の組合を通じて強力に働きかけることが第一、第二には、何とていっても地域産業的な色彩の強いものでございまして、府県庁が前面に出てその指導をされるというものが一つ、したがって、中央官庁と地方行政組織とが完全に呼吸を合わせて指導に乗り出すことが第二、第三といたしましては、すでに中小企業の団体中央会でございますとか、振興事業団でございますとか、個々の業界の指導組織もございまして、この指導組織をフルに活用いたしまして組織化なり指導をいたすということが第三である。いずれにいたしまして先生御指摘のように、事業努力を引き出し団結を促すことは非常にむずかしいことでございまして、まずそこに行政努力を集中しなければならぬと覚悟いたしております。

○瓜生清君 乙竹長官は、構造改善を進めるにあつて最も大きな特徴というものは、ぐるみという考え方にあるということをおっしゃつておられますけれども、実際は私どもが中小企業の実態というものを見ておりまして痛感しますことは、共同化とか協業化とか合併とか、そういうような問題について、業界だとか産地だとかあるいは業界の団体だとか、確かに自由経済の原則からいいますと、あまり行政介入ということばは好ましくないとはいひますけれども、日本の中小企業を見ていますと、やっぱり中小企業庁とかあるいは通産省とか、そういうところの強力な介入というふうなものが必要があるんじゃないか、そういう気がするのでありますけれども、その点について長官どうお考えになっておられますか。

○政府委員(乙竹慶三君) てこ入れと申しますか、先ほど御説明申し上げましたように、団結を支援する、あるいは知恵をお貸しする、こういうことから誘導的に行つておられるというところは非常に必要であると思ひます。先生も御指摘のように、ただ上から一方的に計画をつくり、押しつけということになりまして、幾ら行政官庁側として善意に富んでおるといたしまして結果としては決してこれは十分ではないといふことも、過去の教えるところでございますので、中小企業庁、それから産業、各官庁ないしは府県庁というか、各行政の指導と、それから業界の盛り上がり、この辺のバランスというものが非常に必要で、バランスがとれたかつこうで相互に高め合ひながら構造改善の計画なりないし事業を進めていくということが必要であるといふふうに思ひます。

○瓜生清君 それからもう一つ伺いたいと思

うすると、土地の取得税というものがそこにかか
るわけなんです。そういう点で、やはり零細企業
がいろいろと近代化をしようとする上において、
一つの問題になっておる点がある。特にこれは都
市の住宅街の零細企業に多いわけなんです。こ
ういふものに対して近代化に關連して、何か土
地取得の税制面を何か考えることが必要じゃな
いかと私は思うのです。こういう場合には、一
体どういふことになるのか。あなたのほうでは、
こういう問題について、將來何か考えておられ
るのかどうか、この点一点お尋ねしておきま
す。

○政府委員(乙竹虎三君) 中小企業と公害問題
は、先生御指摘のように、私は一体大企業よりも
むしろむしろかしく思つておる。で、それはま
ず第一に公害問題を終局的に解決いたしま
すためには、都市計画、国土計画と申しますか、
こういう計画に組み込まなければいけない。しか
し、中小企業はこの計画の中に非常に組み込み
にくいものでございまして。特にその労働力を都
市周辺、都市内から依存しておりますから、よけ
いその点がございまして。この点もございまして、
それから別の面から申しますと、公害の除去の技
術において、大企業はすでに進んでおります
し、また大量処理、これは煙煤でも、汚水でも大
量処理が可能でございますが、中小企業は大量
処理が非常にむずかしいということ、技術的にも
むずかしいというむずかしさがございまして、わ
れわれは鋭意検討をしておりますが、これが、先
生御指摘の、さしあたりの土地の交換の場合
でございまして、土地買いかえの税制の恩恵を
本年度から実施をしておりますが、これだけでは
十分ではございませんので、財政投融資におきま
しても、さらにこの点を充実して考えてまいり
たいと思つております。

○近藤信一君 特にいま長官も言われましたよ
うに、大企業でございまして、公害に対する対策は
簡単にできるわけですね、自分の資金もありま
すし、助成金の面もありますから、いろいろと対

策できるわけでございますが、零細企業になる
と、なかなかこれはわかつておりなむずかし
い、こういう点からもやはり零細企業といふの
が置き去りになる、こういうふうな危険が多く
あるわけなんです。そこで、私はやはりこの構造改
善計画におきまして、やはり零細企業がどうい
ふふうな結果で、置き去りになるような危険性とい
うものはあるということを私は心配してお尋ねし
たわけでありまして。

次に、指定業種の中から当面一体どのような業
種が特定業種として指定されるのか、この点ひと
つ具体的に御説明を願いたいのであります。

○政府委員(乙竹虎三君) 現在、業界の心がま
え、また計画も進んでおりますし、われわれは
国民経済に及ぼす影響、また、さし迫つた緊迫度
という点から考えましても、指定をいたしたいと
思つておるものは、マッチとかあるいは洋傘の骨
とか、みがき棒鋼、この辺のところはさしあたり
候補として申し上げられるかと思つておるが、そ
れ以外にも非常に多数の業種において関心を示さ
れ、いま勉強し、気分の盛り上がりだんだん
されつつあるという状況でございまして。

○近藤信一君 指定業種は百十二業種ございま
し、その中で、いま長官が御答弁されましたこ
うもり傘の骨とか、マッチとか、三つ四つの名前を
あげられたわけでございますけれども、その基
準といふものを一体どこに置いて指定するとい
ふのをなされるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(乙竹虎三君) まず法律案がきめてお
りますように、国民経済上必要の強いものであ
つて、また国際競争力を強める必要がある、そ
れから業界の主体的条件といたしまして、業界内
の連帯意識と申しますか、これの両方あるもの
の、さらにまた構造改善計画なり事業なりにつ
いて、実効性のある知恵が出し得るもの、こうい
うものが業種指定のめどになるというふうに思
ひます。

○近藤信一君 中小企業近代化促進法の中には、
近代化計画、近代化実施計画とある、それに構造

改善計画関係が加えられるわけでございますが、
この三つの計画はどのような関係を持つてい
るか、また、どういふ関係で今後結ばれていく
のか、この点はいかがですか。

○政府委員(乙竹虎三君) 基本計画は到達点、そ
の業種の近代化の目標と、それからそこに至り
ます道程のあらましをきめたものであります。最初
の基本計画を達成いたしましたために、従来の方式
は毎年度その年間において行ないます計画を実施
計画としてきめるのでございまして、この基本計
画、実施計画は、そういう関係にあるわけござ
いますけれども、この構造改善計画は、同じく基
本計画を達成するための手段、実行のための計画
でございまして、したがって、構造改善
計画ができました範囲におきましては、実施計画
よりも優先をするといふことになります。実施計画
よりと申しますか、こういうことになるであらう
と思ひます。ただ、基本計画、実施計画は、ある業
種について全国一本でつくられますけれども、
構造改善計画は、おそろく産地でございまして、業
種の中の特定商品でございまして、利害を特
に密接にする連帯意識の強いグループが計画をつ
くるといふことになると思ひますので、その実
施計画の一部しかカバリーをし得ないという場合
が多いだらうと思ひます。

なおしかし、もしこの構造改善計画がうまくい
くと全国全部をカバーできるというふうな業界のま
とまりができた場合におきましては、当然実施計
画は要らなくなるわけでございますので、法律
におきまして、その場合には実施計画をつくら
ないでよろしいというふうな規定があるわけござ
いまして。

○近藤信一君 改正案の五条の二の二項で「構造
改善計画の承認及びその取消しに關し必要な事項
は、政令で定める」と、こうあります。その政令
の内容といふものは一体どのようなものであるの
か、この点お聞かせ願ひたいのであります。

○政府委員(乙竹虎三君) 法律が成立いたしました
ならば直ちに政令案をつくりたいと思つておる

のでございまして、目下勉強段階でございする
が、概要は、まず承認基準につきましては次のよ
うであるというふうに考えます。

まず第一が、構造改善事業の目標、それから内
容及び実施の時期、これが特定業種にかかわりま
す基本計画の定める近代化の目標を達成するた
めに必要なものであるという、そういうふうな目
標、内容、実施の時期、それから次に、事業の実
施に必要な資金の額及び調達の方法、それから計
画を実施する責任主体は商工組合等でございます
が、その商工組合等の構成員である中小企業者
のおよそ半数程度がこの構造改善事業に参加する
とともに、この構造改善事業を実施すれば特定業
種の構造改善に著しく寄与すると認められるとい
うふうな点。以上が承認基準として政令の中に
書き込みたいというふうに考えております。

それから次の御質問の、取り消しの基準でござ
いまして、次のように予想されます。

まず、構造改善計画の承認を受けた商工組合等
やその構成員が、承認を受けた構造改善計画に従
いまして構造改善事業を実施してない、主務大臣
が認めるとき、それから第二は、経済事情の著し
い変動に伴ひまして主務大臣が基本計画を変更し
た場合に、構造改善計画の内容が変更後の基本計
画の定める近代化の目標を達成するために適切で
なくなつたとき。この場合には商工組合等が当然
構造改善計画に所定の変更をしてもらわなければ
いけないわけでありまして、この所定の変更承認
を申し出ないという場合、この場合が取り消し
の基準になるかと考えます。

○近藤信一君 構造改善計画の実施を受けました
商工組合等の構成員、この構成員が基本計画に従
いまして構造改善事業を実施した場合に、金融それ
から税制面においてどのような一体助成措置とい
うものがとられるのか、この点どうですか。

○政府委員(乙竹虎三君) まず金融でございま
すが、すでに財政投融資の中にも組み込んでござ
います。構造改善特別貸し付け制度を中小公
庫に設けたい。これは構造改善計画に従ひまして

近代化設備を中小企業者が導入いたします場合及び事業の転換を行ないます場合には、中小公庫を通じて年利七％の特利による融資を行ないたい、一応ワクとして三十億用意してございまして、もし年間幸いにこのワクが足りなくなるといふ場合には、このワクの増大をはかりたいと思ひます。

それから税制でございますが、二分の一の割り増し償却をこの計画に従ひまして実施する、この計画に従ひまして中小企業者が設置いたしました機械設備等について、二分の一の割り増し償却を認める。これは租税法ですでに成立をいたしております。

それから第三が、中小企業構造改善準備金制度の拡充をいたしたい。現在千分の十五積み得るようになっておりますけれども、これを売り上げ高の千分の二十五まで拡充をいたしたい。

それから第四は合併税制、それから合併の場合の法人税、登録税の減免措置。以上が税制でございますが、そのほかに技術開発でございますとか、また人材の確保につきましては、従来とっておりまして手段を駆使いたしたい。さらに中小企業振興事業団にわずかの人数でございまして、特に産地等の構造改善計画を指導いたし、組織するための人材を本年認めていただきましたので、このような制度の拡充をいたしたい。

なお、中小企業振興事業団の資金でございますが、これを優先使用することは当然であるといふふうに考えております。

○近藤信一君 しかば特定業種の指定を受けた場合には、どれくらいの期間、金融それから税制面について特別の助成というものがあつたのか、その点でございますか。

○政府委員(乙竹虎三君) 先ほど申し上げました中小公庫の特利でございますが、これはさしあたり五年程度の金、なおしかし、これは延長をはかつてなお長期の金を供給するように努力をしてみたいと思ひます。

それから振興事業団の金、これは事実上非常に

多く活用されると思ひますけれども、御承知のとおりこれは三年据置き十二年でございまして、それから税制面の先ほど申し上げましたのは、計画の達成期間として五年ということになっております。

○近藤信一君 この近代化法による指定業種が百十二業種ございまして、そのうちすでに指定を受けてから五年を経過しているわけでありまして、近代化計画が五年をめぐりましてこれが立法措置がなされた、近藤法ではすでに五年は経過しておりますので、今度は近代化計画を取り消して新しく別の構造改善計画というものをやられるのか、そうしてその業種を別に今度は構造改善計画の中でやっていけるわけでございますが、その両者の関係は一体どういふことになるのか、この点はどうですか。

○政府委員(乙竹虎三君) 先刻申し上げましたように構造改善計画は、近代化基本計画を達成するための手段の計画でございます。したがって、基本計画が先行をいたしますので、ある業種につきましても、もし基本計画の期間が完了した、さらに特段のその業種について近代化をする必要があるという場合におきましては、新たにここに基本計画がつくられまして、その基本計画を実現する手段として構造改善計画が考えられる、こういう関係になります。

なお、現在百十二の業種がすでに指定されておりました、早いものにつぎましては本年から来年にかけて次々に五年の目標期間が完了するものでございまして、その中には、さらにここに一段と近代化の必要を感じて構造改善の業種に移る、その場合には、先ほど申し上げましたように、基本計画をもう一ぺんつくり直されるわけでございますが、そういうものもございまして、あるいは一応そこで目標が達成されたということで、指定業種からはずされるというか、自動的にはずされる業種も出てくる、こういうふうに考えます。

○近藤信一君 資本の自由化やそれから特恵関税

の実施によりまして中小企業が大きな打撃を受けるわけでございます。その場合に、その一部は構造改善計画を推し進める、そしてその道を開いていく。しかしどうしても構造改善計画に入れない中小企業もあると思うのであります。それが今度事業転換する場合に、一体どのような転換指導というものをなされるおつもりですか、この点はどうですか。

○政府委員(乙竹虎三君) いまの中小企業の一つ考えなければいけないのは、時代というか、立つております環境というか、条件と申しますか、これに適應していくといふことでございますので、広い意味におきましては転換が最大の問題だと思ひます。その意味の転換といふのは、売り方を要する、つくり方を変えるといふような狭い意味から、商品を変える、市場を変える、ほんとに転換するといふふうなもので全部ひくるめての転換でございますが、その転換に對しまして、私たちは金融上の援助措置をいたしまして、商工中金なり中小企業金融公庫なりを大いに活用をしてみたい。さらに情報の提供それから新しい分野に入るわけでございますから、経営技術の指導、それからまた技術指導、この面も特に強化をしてみたいといふふうに考えます。

○近藤信一君 それは転換事業に對して金融の面をいろいろと御努力なされるわけでありまして、もう一つ、業界が構造改善計画を進めていく場合に、転換をしたりまた組織をしたりする場合に、私は現在一番不足しておるのは優秀な指導者が不足しておるんじゃないかといふふうに思ふので、これは協同組合事業でもそうでございまして、いわゆる小さな経営者が集まってこの計画に乗るわけでございますから、いままでの中小企業の対策とは全然違つてくるわけなんです。いわゆる営業面においてもまた労務管理面におきまして、いろいろと変わつてくる場合、その場合に、やはりそれをいろいろと指導していくという指導者の人物といふものが不足しておるから、いま協同組合事業における計画なんかも挫折しておるよ

うなこともあるわけなので、一体現在行なわれておる問題と、これから行なつていかれる構造改善事業に對して、やはり通産省として指導者を養成して配置するといふふうなことが考えられなければ、この計画がよろしいからといつてこの計画に乗つてくる、乗つてきて途中で挫折するといふふうな結果がいままでもあつたと思ひます。ですから、商工会におきましては指導員というものが各地区に派遣されておるわけですが、この構造改善計画を進めていくつて各地にこの計画に従つた事業が出てくるわけでございますから、やはりそれは総括的に指導するといふこと、常に見回つて診断するといふふうなものが私は必要でないかといふふうに思ふのですが、この点、あなたの方では将来何かそれにこたえ得るような案といふものがあつたのか、将来の展望について、この点伺つておきまして私のこの問題に對する質問を終わります。

○政府委員(乙竹虎三君) 先生御指摘のように、機械の近代化とか経営の科学的な管理とか申します、その基本は人でありまして、また、中小企業者に一番欠けておりますのはこの時代の変化に適應するよう企業をこれからリードしていく人、人材が欠けておる点だと思ひます。したがって、これに對しては対策をいたしましては、私たちがまず考えますのは、その中小企業が優秀な人材を企業内に持ち得るような規模に成長をする、中小企業の適正規模といふのは、優秀な人材をその中に持ち得るといふことが適正規模の非常な大事ポイントではないだろうか、そういう意味の指導をしてみたいといふのが第一であります。第二は、個々の中小企業で持ち得ない場合には、組合の共同事業として、組合に優秀な事務局を持つ。それがためには惜しまずしてその組合費は出していくという啓蒙をやはり中小企業者にすること、組合の組織活動を活発にし、そこに人材が確保できるような指導をしてみたいと思ひます。これはいわば一般論でございますけれども、具体的に政府の指導診断につい

の從來ございます各種の措置、制度、これは御承知のとおり各県には総合指導所が置かれておりますし、指導員のみならず診断員も各県に置かれておりますし、この辺の活用をはかつていくことはもちろんであります。しかし、これだけでは十分でないと思つたので、本年、実にまだわずかでございますけれども、中小企業振興事業団に、そういう仕事を専門に担当し、業種ぐるみの構造改善の御相談にあずかるという人間をこくわずかでございます予算化をいたしました。この制度はことし芽を出しましたわけでありまして、けれども、まず実績をつくりまして、財政当局にもそれをよく認めてもらい、また世論の支持も得ましてこの制度は急速に拡充をしてまいりたいというふうに考へるわけでございます。

以上のほかに、この指導につきましては都道府県の指導が非常に大事であります。また原局、原課、すなわち業種担当各官庁の指導が非常に大事だと思つておりますけれども、都道府県とこの業種担当官庁が、この危機という、非常に重大な時期に当たつております中小企業各業種に対して、積極的に熱意を燃やして指導をしていただくということが何よりも大事である、そういうことを中小企業庁としては各省それから都道府県に特に要請をしなければならぬというふうに思つております。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、対米通商問題に関する件につき、通商産業大臣から報告を聴取し、質疑を行ないます。大平通商産業大臣。

○國務大臣(大平正芳君) 今年の十二月、十三日、米國商務長官並びにその一行が来日いたしました。日米間の通商経済問題につきまして意見の交換が行なわれました。その概要を御報告申し上げます。

今度の商務長官の来日は、ニクソン政権にとつての最初の閣僚の訪日でありまして、具体的に問題を交渉して結論を得るといふ、いわゆるネゴシエーションという目的としたものではなかつて、相互の自由な意見の交換を通じまして一層の理解を深めたい。そういうふれ込みでございまして。

取り上げられた問題は、大別いたしました四つあると思つております。一つは日本の資本の自由化の問題、第二は残存輸入制限品目の自由化の促進の問題、第三は非關稅貿易障害の除去に關連した問題、それから第四は織維の対米輸出自主規制の問題、この四つであつたと思つております。

由世界第二位の經濟力を誇るようになってきた日本が、いままゝ外資に對して非常に複雑な、非常に嚴重な規制をいたしておるのは全く了解に苦しむ。アメリカは完全に資本の受け入れ、投資等を完全に自由化したしております。そのことはアメリカのみならずアメリカに投資する国も、アメリカから投資を受ける国も、お互いにいままで利益を享受してきておるようになつて、今日の段階になりました。できるだけ早く一〇〇%の自由化を日本に求めたいということでございます。

とりわけ自動車のように十数万台も日本の自動車はアメリカ市場に出ておるけれども、日本はわずか三、四千台しか買つていないじゃないか。しかも關稅が高くて、物品稅が高くて、自動車稅が高くて、しかもアメリカの自動車はできておるじゃないか。何としても理解に苦しむという指摘がございました。当方といたしましては、われわれも資本の自由化をしないと言つてはいない。そういう条件を整備いたしました。できるだけ早く自由化にもつていくべく、昨年の七月の第一次、ことしの三月の第二次、資本の自由化への前進を着実にやつておる。来年は第三次、再来年は第四次をスケジュールとして持つて、不斷に努力をいたしておる。ただわが國は第一、国民性から申しまして、長くアイソレートした世界におりましたので、あまり外資にもなじんでいないのみならず表面はなるほど生産力が高まつておりますけれども、經濟の実態に入つてみますと非常に弱點をたくさん持つておる。たとえば技術水準においてあるいは金融力において、たいへんな格差が先進國との間にあるのみならず、中小零細企業、農業という低生産性部面においては、先進國に比べまして非常に高いような状況で、完全な自由化を望もうとしても、環境は、そういうきびしい制約があるもので、そういう状況を踏まえた上で漸進的に自由化をやつていっているのだという点が一点と、われわれの目標は五〇、五〇というもので、つまり外資五〇までの受け入れは認めよう、フィフティ・

フィフティの方式を一応の目安としてやつておる。これはことばの正確な意味において自由化というのじゃない。自由化というのは一〇〇%のことでございますから。しかし、外資アレレギーが十分払拭されてない今日、またこういう經濟の実体を抱えておるので、ひとつ試みにフィフティまでは外資を入れてみよう。外資による資本力、技術力並びに日本の勞働力と市場に對する知識、經營力、そういったものを詰めて比較的にいい結果が出てきておるものもありますので、これを一つの目安としてやつていこう。それで十分慣熟いたしましたして、一〇〇%に自由化してはいけぬけれども、ある程度はやつていくつもりだし、現にそういうものもある。自動車につきましては、それは御指摘のようにいろいろ問題はあるんだけれども、何としても企業格差というものは格段の差が日米間にあります。いま業界は鋭意體制整備に努力をいたしておるわけであるばかりでなく、去年の八月二十日に日米自動車交渉というのをやりまして、一応の了解点ができておるじゃないか。まだ一年もたないうちに、われわれとして新しい提案が出るはずはない。しかし、私も八月二十日に了解があつたから、もうこんりんざいそれに固執するといふようなことはしない。条件ができればそれを少し早めるようなものがあるかもしれないけれども、いずれにせよ、もうそういうことで鋭意やつておるのであつて、そういう点について十分の理解を求めたい、そしてその結論として、自動車の問題については業者レベルで話し合ひをされたらどうかというふうな提案がありまして、それは相互の理解を深める意味においてけっこうじゃないかと答えておきました。それが第一点でございます。

それから第二点の残存品目の自由化の問題でございますが、これにつきましては、今度の會議では、去年の暮れ、トレザイス特使が参りまして、すでに御報告申し上げましたように、アメリカの関心品目三十幾つかを提示されて、政府も鋭

フィフティの方式を一応の目安としてやつておる。これはことばの正確な意味において自由化というのじゃない。自由化というのは一〇〇%のことでございますから。しかし、外資アレレギーが十分払拭されてない今日、またこういう經濟の実体を抱えておるので、ひとつ試みにフィフティまでは外資を入れてみよう。外資による資本力、技術力並びに日本の勞働力と市場に對する知識、經營力、そういったものを詰めて比較的にいい結果が出てきておるものもありますので、これを一つの目安としてやつていこう。それで十分慣熟いたしましたして、一〇〇%に自由化してはいけぬけれども、ある程度はやつていくつもりだし、現にそういうものもある。自動車につきましては、それは御指摘のようにいろいろ問題はあるんだけれども、何としても企業格差というものは格段の差が日米間にあります。いま業界は鋭意體制整備に努力をいたしておるわけであるばかりでなく、去年の八月二十日に日米自動車交渉というのをやりまして、一応の了解点ができておるじゃないか。まだ一年もたないうちに、われわれとして新しい提案が出るはずはない。しかし、私も八月二十日に了解があつたから、もうこんりんざいそれに固執するといふようなことはしない。条件ができればそれを少し早めるようなものがあるかもしれないけれども、いずれにせよ、もうそういうことで鋭意やつておるのであつて、そういう点について十分の理解を求めたい、そしてその結論として、自動車の問題については業者レベルで話し合ひをされたらどうかというふうな提案がありまして、それは相互の理解を深める意味においてけっこうじゃないかと答えておきました。それが第一点でございます。

それから第二点の残存品目の自由化の問題でございますが、これにつきましては、今度の會議では、去年の暮れ、トレザイス特使が参りまして、すでに御報告申し上げましたように、アメリカの関心品目三十幾つかを提示されて、政府も鋭

フィフティの方式を一応の目安としてやつておる。これはことばの正確な意味において自由化というのじゃない。自由化というのは一〇〇%のことでございますから。しかし、外資アレレギーが十分払拭されてない今日、またこういう經濟の実体を抱えておるので、ひとつ試みにフィフティまでは外資を入れてみよう。外資による資本力、技術力並びに日本の勞働力と市場に對する知識、經營力、そういったものを詰めて比較的にいい結果が出てきておるものもありますので、これを一つの目安としてやつていこう。それで十分慣熟いたしましたして、一〇〇%に自由化してはいけぬけれども、ある程度はやつていくつもりだし、現にそういうものもある。自動車につきましては、それは御指摘のようにいろいろ問題はあるんだけれども、何としても企業格差というものは格段の差が日米間にあります。いま業界は鋭意體制整備に努力をいたしておるわけであるばかりでなく、去年の八月二十日に日米自動車交渉というのをやりまして、一応の了解点ができておるじゃないか。まだ一年もたないうちに、われわれとして新しい提案が出るはずはない。しかし、私も八月二十日に了解があつたから、もうこんりんざいそれに固執するといふようなことはしない。条件ができればそれを少し早めるようなものがあるかもしれないけれども、いずれにせよ、もうそういうことで鋭意やつておるのであつて、そういう点について十分の理解を求めたい、そしてその結論として、自動車の問題については業者レベルで話し合ひをされたらどうかというふうな提案がありまして、それは相互の理解を深める意味においてけっこうじゃないかと答えておきました。それが第一点でございます。

それから第二点の残存品目の自由化の問題でございますが、これにつきましては、今度の會議では、去年の暮れ、トレザイス特使が参りまして、すでに御報告申し上げましたように、アメリカの関心品目三十幾つかを提示されて、政府も鋭

意検討して三月に一応の答えをしたわけでございます。それに対して五月にもう一度アメリカから、なおこういう点は努力できないかというようないふことを言ってきましたけれども、そういうような点もいま外交チャンネルを通じて交渉中、話し合い中なんでありますから、今度スタンス長官とお話し合いをするという性質のもので、なかなか申し上げ、向こうもそう了解いたしまして、そういう点については深い追及はございませんでした。

それから第三点のNTB、いわゆる非関税障壁の撤廃の問題でございますが、これはすでに御承知のようにガットで非関税障壁の除去について加盟各国は交渉いたしておるわけでございます。スタンスさんのおっしゃるのには、日本側も輸入担保制でございますとか、ユーザンスの標準期限の問題とか、輸入割当て制度の非常に難解な手続とか、さらには政府の専売制、ともかくわれわれの了解できないような非関税障壁がずいぶんあるじゃないか、ひとつこれはMTIつまり通産省というのには強い権限を持ち過ぎて困るというやうないろいろ苦情が出ておるのだと思うのでございませうけれども、しかし、われわれのほうもアメリカ側にはアメリカンセリングプライスとか、バリエーションとか関税法四百二条の問題とか、いろいろこちらからもしょっちゅう会ったたびに言っておる。これはNTBで、つまり非関税障壁で早くやめてくれと言っていることが、これは両方ともあるわけでございます。そこで、ひとつ何とか話し合いせぬかと言うから、いまガットでやっているとやらないかということがございましてけれども、ガットでやるといふよりも何よりも、もう少しあれはもっと突っ込んでお互いに資料を出し合つて真摯に話し合う場がほしいというやうなことを言っておりまして、ガットの場でそういう突っ込んだ話し合いをすることもけっこうだし、バイラテラルに日米間でNTBの撤廃問題についていろいろ資料を出し合つて検討していく

というやうなことはけっこうじゃないかということでございます。事実われわれも非関税障壁の問題につきましても、政府自体もいろいろ考へなければいかぬことがあると思ひます。私も不必要なものをも置いて置くことと思つていない。これを除去していくという前向きの方で日本政府も努力しようじゃないか、そういうことを申し上げておきました。

それから最大の問題の繊維の問題でございますが、繊維につきましては十二日の会合で触れる時間がなくて、とうとう十三日にもう一度早朝から一時間半もかけてお話し合いをしたわけでございますが、私の印象では、先方の関心は非常に強いということ、われわれが想像したとおり非常に強い印象が、日本は想像しておつたより強いとお互いにそういう印象を受けたのではなからうかと、まあ想像するのでもございますが、向こうの言い分は、要するに、アメリカの国際収支が商品貿易におきましては、貿易収支におきましては大幅の黒字を記録しておつたが、だんだんとそれであつたの総合収支でアンバランスを埋めておつたわけであつたのでございませうけれども、貿易収支の黒字幅がだんだん減つてきた。特に繊維なんというのは八億ドルもの輸入超過である、これはアメリカの国際収支の危機に非常に大きな影響をしておるわけ、その大半は日本じゃないかというやうなこと、このままいけばアメリカの繊維産業はだんだん衰退して、労働力がつまり日本の繊維の労働力、雇用がふえて、アメリカの繊維の雇用が減る。労働力が、アメリカから日本に雇用が移動するやうなことになるか、この話がかねないか、しかしそれよりも何よりも、この話がかねないか、ニクソン政権としては通商拡大法とか新しい貿易自由化への立法をいろいろコンGRESSにお願ひしようとして、もういふスタートが切れないのだ、したがってLTAで、いままでの綿製品協定ができて、それを踏み合にしてケネディ政権がいろいろ通商拡大法とかケネディラウンドとか、いろいろなことが

言えたのだが、これが最初からつまづいてしまふと、たいへん憂慮すべき結果が出るおそれがある、何としてもこれは理解してくれぬかというやうな切々たる、経済的な理由もありますが、政治的な理由、政治的な要因に対して非常に憂慮しておるということがうかがえたわけでございます。そこで当方といたしましては、そういうこと、わが方でもないけれども、いずれにせよアメリカは自由貿易の父であるし、ガットのリーダーであるし、いままで自由貿易、貿易の自由化という方向に強力なリーダーシップを発揮されて、それで貿易の拡大に寄与されてきた、そういう国柄なんだから、それがこの自由規制を毛織物や毛織維や化繊にまで及ぼさうということになつてくると、時計の針を逆に回すやうなことでアメリカのプレス・テイジのためにとらなないし、そんなことになると、第一世界の貿易全体が縮小してくるおそれがある、だからどうしてもそんなことは断念してくれ、むしろ国内におきまして日本もややつていけるのが、構造改善政策をあなたのはうもやりになる、それで供給力をふやしていく、供給能力、適応力をふやしていくようにしたほうが非常にオーソドックスなやり方じゃないか、ということ、しかしそれでもどうしてもいけません、この特殊な繊維の分野で非常にフェータルな影響が起るやうなやうなことが起きた場合にはガット十九条の援用の道があるんじゃないか、ガット十九条によつてガットに提訴する道があるんじゃないか、ガットの体制のフレームの中で解決するやうに努力してもらいたいということを切々と、こつちも向こうの反省を求めたわけでございますが、そういうやうなことに對して、いろいろ向こうも七十億ドルも使つていふん改善をやつてそれで技術水準も上がったし、供給力もふえたけれども、もういまからこちらが言うやうに、この上この政策を入れてもたいして余地がないというので、ガットに提訴するやうなことでガットに提訴する条件を満たしておるかどうかというこ

とを、ガットの中でいろいろ被告の立場で調べられますし、そんなことをやるよりも端的に輸入規制の法案を出すほうが簡単だというやうなことで、コンGRESSのほうの反応はそんなことではなかなか克服できないやうに思ふ。こちらの言うことに対して遺憾ながら消極的な反応でございまして、日本としては国会から労働組合に至るまで、もういま全部、こういう自由貿易に逆行するやうな措置、アメリカの繊維産業の雇用や収益や生産の状況からいって、どうも理由がないんじゃないかという空気が非常に一般に浸透しておるの、政府の立場でひとつこれに賛成せよといつても賛成できるやうな立場にはない。そういう理由もない。国際会議でそれじゃ討議したいから応じてくれるかということ、それに応ずるといふやうなお答えをすることもできない。非常に残念だが、これはお考え直し願ひなければならぬというところで別れようとしたら、引き続き外交ルートで話し合つてくれというやうなことでございまして、資料の交換とか、対話の継続といふことが、そういうことはそれじゃやりませうというやうなこと、お別れしたわけでございます。それがあらましの経過と結果でございます。

○委員長(八木一郎君) ただいまの報告に対し、質疑のある方は御発言を願ひます。
○近藤一君 ただいま大臣から報告されました点について、三、四尋ねておきたいと思ふのですが、去月当委員会ではアメリカの繊維製品の輸入制限の方策について反対の決議をいたしました。また去る五月の九日にも衆議院では本会議でこれを全会一致で同様の決議をしたわけでありませう。このことは大臣御承知のとおりだと思います。このようにアメリカのやり方に対しては国民の総意というものがもう決定しておる。そこでアメリカの商務長官であるスタンス氏は、五月の十月に来られまして十三日に離日されたわけですが、その間に外務大臣、通産大臣が会見されて、その内容についてはいま若干御説明がございましたが、その際に通産大臣は、こうした日本の

国民の總意というものをスタンズ長官に伝えられたのかどうか、この点はいかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) その問題のポイントである私も心得まして、日本の繊維産業というものは、アメリカにおいて繊維産業が大きなウエートを占めている以上に日本の繊維産業というものが全産業の構成の中で、雇用の構成の中で非常に重大な地位を持っている。これがしたがってアメリカにおいて政治問題である以上に日本においても政治問題であるという御理解は持っていただかなければ困る、それが第一点。

それから第二点は、いま近藤委員が御指摘の通りに、国会は与党ばかりでなく野党、政府、業界、労働界、言論界、もうすべての分野におきましてアメリカの繊維の現状から見ても、そういうことをやる必要がますますないじゃないかということ、これは自由貿易の精神に至大の悪影響を及ぼす意図であるということにおいてみな一致した確信を持っておる。したがってこれに對してはあなただけのほうにむしる国内対策として、あるいはガットの場合における許された道をとることによって問題を提案、問題に對して措置されるというようなことをとるべきが望ましいのであって、アメリカの政治問題をこちらの犠牲において処理しようということに對しては、われわれはとうてい同意ができません。これは上げましたし、先方も相当程度理解をされたのではないかと私は思っております。

○近藤信一君 十四日の新聞の報ずるところによりますと、スタンズ長官が離日にあたりまして毛・合議の自主規制に對する日本側の出方がよくなかったといつて失望した、こういうふうな記事が出ていたわけでありまして、特に通産大臣はかつては外務大臣をやっておられまして貿易外交については私は相当熟知しておられると私は思っております。やはり今後この問題についてはスタンズ長官は了解したのじゃなくて、失望して帰った、こう聞いておりますので、この問題についてはまだ再三今後いろいろと会談がなされるだらう

ということが予想されるわけでございます。そうしてこれに對するところの解決策というものは一体どういふ点でこれが一致するのかわか、こういう問題について通産大臣は一体どのようなことを考へておられるのか、またアメリカ側の出方に對する日本側のこれに對する態度というものはどのようなものがあるのか、この点はいかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) 先方がたいへん失望されて歸國された私も思ひます。それは私も当初から予想しておったことでございまして、日本が色よい返事ができる性質のものではないわけでございますから、やむを得ないと思ひますが、しかし先方は、この自主規制を關係輸出に求める意図を、もうやめたと言つていないのです。ですから、おそらく仰せの通りにこれからどういふようにわれわれのほうへ話を持ってこられるか逆賭できないと思ひます。どの道をとられてもたいへんむずかしいことになると思ひます。すなわち日本をはじめ關係輸出に輸出規制を要求いたしました、それらの國々がみな反対だということになります。これはアメリカといたしましてはいへん苦況に立つてあらうと思ひます。したがって、何らかの形で國際會議を持つて、そこに出てきてもらつて、もっと討議を続けたらという努力を先方はされるであらうと思ひますが、これに對しては、先ほど申し上げたように、日本側でこれに承諾をするというわけにいかぬだらうと思ひます。言いかえれば、この問題につきましては、非常にもう水が張つてしまつておるわけでございます。政府は何か弾力的な措置があるといふような性質のものではないと思ひます。ございまして、いままでとつてまいりました既定の方針で貫いていかなければならぬと思ひます。もしそれにアメリカ側が成功しない場合に、それじゃアメリカ側がどうやるかという問題であります。これは私どもの手の届かない問題でありまして、アメリカの政府と國會がどういふ対応策を考へられ

るを得ないのだといふようなことをたびたび言われておりますけれども、もしそういう措置をとるといたしますれば、これは世界全体の自由化の潮流をきとめてしまふのですから、むしろ逆行する措置になりますから、これはもうアメリカばかりでなく、世界經濟、貿易全体の大きな転換期になるわけでございます。こういう大きな政策的な手段はなかなかアメリカとしてもとりにくい立場におるのではなからうかと私も想像いたします。といつて、この問題は政治的にはもうニクソン政権の選挙公約でございまして、ニクソン政権といたしましては、何としても公約いたしましたこの履行を迫られる。そういうことを見てもたいへんむずかしい状態に入つておるような感じがいたします。そういう重要な問題でございまして、日本が政府が、これはこうしたらうまくいくじゃないか、こういうようなごく手軽に對案が出来るような問題では決してない。いまからアメリカがどうされますか、各國がどう反応しますか、アメリカの國內でどのような反応が出てくるか、そういう点を慎重に注視してまいるよりほか、いまのところ分別はないのであります。

○近藤信一君 このたびのアメリカの繊維製品の輸出の自主規制の要求というものは、アメリカの自由貿易の本来的な態度とまじりかた、これは自由貿易に反するものである。しかし、それをあえて日本側に要求するといふことは、これはニクソン大統領が選挙中に南部の支持を得るために一つの手を打つた、こういうことで、これは政治的な債務だ、これを解決するための方途じゃないかと私は思ふのであります。いわゆるこれはアメリカの國內事情からこういふ問題が出ていんだと私は思ふのであります。やはりスタンズ長官の要求というものは、日本側としては当然これは拒否できるものであると私は信じております。もし拒否できないような軟弱外交であつては私はいけません。と思うのですが、その衝に当たられる者は外務大臣であり通産大臣であると私は思ふのですが、その点について、通産大臣としての強い決意という

ふうなものをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 静かな決意をもつて対処していかなければならぬと思つております。つまりアメリカの言うのは、確かにニクソン政権の公約ではあるが、これは先生確かに自由貿易に逆行するものであることも承知だが、新しい自由貿易、先ほど申しましたように、通商拡大をもたらしいろいろな措置を講じていく場合には、これを解決しておかぬと、もうユングレスその他が動いてくれないのだと、これだけは唯一の例外として除いてくれというのが切々たる訴えのようでございまして、それはあのニクソン政権の置かれた立場に對しましては、われわれも政治の側といたしまして一応の立場はわかるのでございまして。しかし、日本の立場で、いま近藤委員がおつしやるように、これに對して何かできるかというたら、これはとても処置のとりのない非常に悲劇的な案件であると私は考へておりました、外務大臣も私もと同じ、手のうちに余裕など全然ございませ

ん。

○近藤信一君 最後に一点、自動車の自由化についてお伺いしておきたいことは、これは本委員会でもかつて私が自由化について御質問を申し上げたことがあるのですが、やはり今回も、スタンズ長官はこの点についてもやはり不満を持つておられる。日本の自動車の自由化に對してはけしからぬといふふうなことを言つておられるわけでございます。そこで、最近通産省としても、自動車の自由化については何らかの方策を講じなければならぬといふことを考へておられるようでございます。けれども、やはり一方におきましては日本側は繊維製品の自主規制は反対だと、こう言ひながら、その反面では、自動車はこつちは資本自由化だめですと言つてお断りしておる。何かここに矛盾が生ずるような気持ちも私するわけでございますが、この自動車の自由化は、だからといっていつまでもだめだだめだといふことでほうっておくわけにも私はいかないのじゃないか、やはりこの

点、日本もだんだんと追いついて来るといふ
うなことが思われるわけなんです。やはりこの
とにつきましても、またいづれ本委員会におきま
して詳しく御質問を申し上げたいと思ふのです
が、この自動車自由化に対して、通産大臣とし
て、現在、将来どのように一体これを進めていく
かというのを考えておられると思ふのですが、
そのお気持ちはいかがですか。

以上をもちまして私は質問を終わります。

○国務大臣(大平正芳君) 今度の四つの問題点を
先ほど御報告申し上げましたが、一、二、三はア
メリカの言い分よくわかるわけです。組織以外
はアメリカの言うことに間違いはございません。た
だ、そういう要望に対して、どういふ速度とどう
いうタイミングにおいて対応できるかというこ
とが問題なんです。御指摘の自動車でござ
います。これは確かにもう向こうがやり場のな
い不満を持っておられることは、これはよくわ
かるのでございいます。日本の政府、業界がいかに
もかたくなじゃないかと言われてみると、まあそ
うかなという、そういう感じは私正直にいたしま
す。ただ私どもの良心のささきは、少なくとも自
由化に前進して行っているのです。逆行ではな
く自由化に。組織とは違ふのです。組織は逆行
しておるのですから。ほかに何ばい点数を
取つても、これはあとで逆行するところを一つつ
くつたのでは、アメリカの名譽のためによくない
と思ふのですけれども、日本はカメの歩み、いか
にのろくとも、ともかく前進していつて、そのま
ま後退しないというのだから、それはわかつてく
れと言つて、しがし八月二十日に約束した、先ほ
ども御報告申し上げましたように約束した線で、
つまりあれは七二年からエンジンや部品は自由化
しますとかという一連のそれまでは割り当て量
をふやしますとかいう一連の了解でございませ
が、そういう了解でもう自動車はそれだけやつておれ
ばいいんだというやうな、ぞんざいな考え方は私
持つておりません。したがって、政府も鋭意
努力検討しなければなりません、業界におかれ

ても内外の状況はよく御存じであるはずでござ
いますから、十分自由化体制に対してどのように
身がまえるかという点について御検討願ひなけ
ればなりませんし、事実検討は行なわれておるよ
うでございませうし、自動車業界と組織との全体を
御心配になつておる経団連その他との間でも相当
真剣な討議がなされておるといふことでございま
して、いま近藤委員が指摘されたように、これ
はぬるま湯の中でじつとしていっているわけに
はいかぬということは、日本の産業界全体とし
て、政府も含めまして日本側でも非常に論議が高
まつてきております。したがって、私もこの
論議を通じて、検討を通じて、いまま
でわれわれが考えておつた頭にあるスケジュー
ルをできるだけ早めていくことをやつてまいら
なければならぬと思ふし、そうすることによつて対
日信用というものをアメリカはじめ諸外国につな
いでいかなければならぬと思つておりますから、
私がいま申し上げられることは、いつから自由化
できるかというやうな時期を明示できる自信もま
だありませんけれども、そういう状態ではいけな
いので、体制の整備、自由化への身がまえてとい
うものについて、官民とも真剣に検討を重ねて、で
きるだけその時期を早める努力をいたさなければ
ならぬ。そういう機運もだんだん出てきておると
いうことを申し上げるのが精一ぱいのただいまの
考えでございませう。

○委員長(八木一郎君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

次回は公報をもつてお知らせすることといたし
ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、特許法等改正案反対に関する請願(第四二
七五号)
一、銀行系クレジット・カード会社による割賦

購入あつせん及びその類似行為の規制に關す
る請願(第四三〇二号)

第四二七五号 昭和四十四年四月二十五日受理

特許法等改正案反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田淡路町二ノ二

七日本発明振興協会内特許制度擁

護連盟内 野沢一郎

紹介議員 沢田 政治君

「特許法等の一部を改正する法律案」を廃案とされ
たい。

理 由

一、改正案は、現在でも大きい危険負担の上に、
発明が合法的に略取される危険と、発明者のノ
ウハウが先取りされる危険という、前例のない
悪質の危険が上積みされるので、自主技術開発
に有害である。

二、改正案は、公開された技術の模倣によつて、
市場取引力のある大企業、並びに日本市場を
ねらう後進国の業者に有利であり、情報管理、
特許管理の負担力に乏しい中小企業に不利で、
企業格差を広げ、産業二重構造を激化する。

三、改正案は、審判当初のむくろみ処理期間であ
る一年六箇月はおろか、現行制度を維持する場
合の二倍の長期を要し、審査の促進にまつた
逆行する。

四、改正案は、新規性調査機関、緊急審査制度、
特許裁判所の設置、手続の簡素化、ノウハウ保
護法等、早期公開、審査請求制度の遂行に必要
不可欠な措置に欠け、まつたくの片手落ちであ
る。

五、改正案は、特許庁当局が架空である特許制度
崩壊の危機感を不当にあふり立て、審査促進に
關する各種の対策を顧みざる余裕を審議に与えな
かつた結果、あわてて作成されたものであり、
今後一、二年かけて練り直す必要がある。

第四三〇二号 昭和四十四年四月二十五日受理

銀行系クレジット・カード会社による割賦購入あ
つせん及びその類似行為の規制に關する請願

請願者 三重県桑名市参宮町六〇九 水谷

紹介議員 井野 碩哉君

中小企業団体が、大資本系統下の金融機関によ
り、圧迫を受けたいよう、左記事項の実現を図ら
れたい。

一、銀行系クレジット・カード会社は絶対に、既
存の割賦購入あつせん事業団並びに中小商店
を圧迫するような割賦販売行為を行なわないこ
と。

二、銀行系クレジット・カード会社は、銀行法並
びに銀行業務方法書等(銀行本支店及び銀行員
による加盟店又は利用会員の勧誘)を逸脱した
行為に厳にいましめること。

三、銀行系クレジット・カード会社は、加盟店勧
誘にあたり、金融上の差別待遇を絶対に行なわ
ないこと。

以上三項目については、銀行系クレジット・カ
ード会社並びに銀行に対し、自衛通達などの文書を
もつて徹底させること。

理 由

昨春来、都市銀行を中心とする各クレジット・
カード会社は、消費者にクレジット・カードを渡
し、それによつてカード会社加盟の小売業者から
物品を購入する便を与えている。将来これらカ
ード会社が消費者に割賦購入をあつせんすることに
なれば、われわれ小売商業団体の実施するチケッ
ト事業は、たちまちカード会社に消費者を奪わ
れ、組合は衰微し、組合を中心とする小売商業の
指導も近代化も、水はうに帰することは火を見る
よりも明らかである。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

ることとなつたとき。

二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

(承継)

第九条 電気工事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は電気工事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その電気工事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六条第一項第一号から第五号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三條第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

二 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

三 電気工事業者でない者が、同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者

の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の電気工事業者の地位を承継したとき(その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。)

3 第一項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、承継の日(相統の場合にあつては、その相統の開始があつたことを知つた日)から三十日以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(変更の届出)

第十条 電気工事業者は、第四條第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 第四條第二項の規定は第一項の規定による届出に、第五條及び第六條の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃止の届出)

第十一条 電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十二條 電気工事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十三條 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が第八條第三項に規定する場合において第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

府県知事の登録は、その効力を失ふ。

2 電気工事業者が第九條第二項の規定により第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

3 電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、その者に係る第三條第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

(登録の消除)

第十四條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第十五條 電気工事業者は、その登録が効力を失つたときは、その日から三十日以内に、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。

(電気工事業者登録簿の贈本の交付等)

第十六條 何人も、通商産業大臣又は都道府県知事に對し、その登録をした電気工事業者に關する電気工事業者登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の消除の場合における電気工事の措置)

第十七條 第十四條の規定により電気工事業者が登録を消除された場合においては、電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお電気工事業者とみなす。

4 電気工事の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。

(省令への委任)

第十八條 この章に定めるもののほか、登録の手續、電気工事業者登録簿の様式その他登録に關する手續的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 業務

(主任電気工事士の設置)

第十九條 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であつて第六條第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、電気工事業者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)が電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する営業所については、適用しない。

3 電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該営業所につき、当該各号の場合に該当することを知つた時から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしななければならない。

一 主任電気工事士が第六條第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき(前項の営業所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む。)

三 新たに営業所を設置したとき。

(主任電気工事士の職務等)

第二十条 主任電気工事士は、電気工事による危険及び障害が発生しないように電気工事の作業の管理の職務を誠実に履行しなければならない。

2 電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行なうため必要があると認めるときは、主任電気工事士の指示に従わなければならない。

(電気工事士でない者が電気工事の作業に従事させることの禁止)

第二十一条 電気工事業者は、その業務に關し、電気工事士でない者を電気工事の作業(電気工事士法第三条の通商産業省令で定める作業を除く。以下同じ。)に従事させてはならない。

(電気工事業者でない者に請け負わせることの禁止)

第二十二条 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

(電気用品の使用の制限)

第二十三条 電気工事業者は、電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が附されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

2 電気用品取締法第二十七条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(器具の備付け)

第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

(標識の掲示)

第二十五条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十六条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 監督

(危険等防止命令)

第二十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であると

き。

二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行なうものが前項各号の一に該当する場合においては、当該電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に關し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十条第一項の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十三条の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)

第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事は、当該都道府県

の区域内で電気工事業を営む者(通商産業大臣の登録を受けた者を除く。)について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、關係者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第五章 雑則

(手数料)

第三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金 額
一 第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき	八千円
二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者	一件につき	四千円
三 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき	四百円
四 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき	四百円
五 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき	百円

2 前項の手数料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三項第一項若しくは第三項の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に對し電気工事業者登録簿の謄本の交付若しくは電気工事業者登録簿の閲覧を請求しよとする者の納付するものについては、同様の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

(苦情の処理)
第三十三條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に関し生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

(建設業者に関する特例)
第三十四條 第二章及び第二十八條中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二條第三項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業者を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けた電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、電気工事業者を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は電気工事業者を廃止したときも、同様とする。

4 電気工事業者が建設業法第二條第三項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第三條第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(権限の委任)
第三十五條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところに

より、通商産業局長に行なわせることができる。

第六章 罰則

(罰則)
第三十六條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項又は第三項の登録を受けないで電気工事業者を営んだ者
二 不正の手段により第三條第一項又は第三項の登録を受けた者
三 第二十八條第一項の規定による命令に違反した者

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一條の規定に違反して電気工事の作業に従事した者
二 第二十二條の規定に違反して電気工事業者でない者に請け負わせた者

第三十八條 第二十三條の規定に違反して電気用品を使用した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第三項の規定に違反して主任電気工事士の選任をしなかつた者
二 第二十四條の規定に違反して同条に規定する器具を備へなかつた者

第四十條 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項又は第三十四條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十七條第一項後段の規定(第二十八條第三項において準用する場合を含む。)に違反して通知をしなかつた者
三 第二十九條第一項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者
四 第二十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條第二項若しくは第三項、第九條第三項又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十五條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者
三 第二十五條の規定に違反して標識を掲げない者

四 第二十六條の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二條 この法律の施行の際現に電気工事業者を営んでいる者(建設業法第二條第三項に規定する建設業者であつて電気工事業者を営んでいるものを除く)は、この法律の施行の日から三月間

は、第三條第一項の登録を受けなくても、引き続き電気工事業者を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、

同様とする。

2 前項の規定により電気工事業者を営むことができる者に対するこの法律の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、この法律の施行の際現にその者が設けている営業所に置かれている電気工事士又は自らその業務を行なつてゐる電気工事士であるものの者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)であつて電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有しないものは、その者が設けている営業所に置かれてゐる間又はその者がその業務を行なつてゐる間に限り、第十九條第一項又は第二項の実務の経験を有する電気工事士とみなす。

3 第十七條の規定は、第一項の規定により電気工事業者を営むことができる者の登録が第六條の規定により拒否された場合に準用する。

第三條 この法律の施行の際現に建設業法第二條第三項に規定する建設業者であつて電気工事業者を営んでいるものについては、第三章の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 前項に規定する者であつてこの法律の施行の日から三月を経過する際現に電気工事業者を営んでいるものは、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三月を経過した日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する者に準用する。

(罰則)
第四條 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

条第一項後段の規定に違反して通知をしなかつた者

二 前条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

昭和四十四年五月二十三日印刷

昭和四十四年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局